

平成29年度 鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）

日 時 平成29年8月10日（木）

午後1時30分から午後3時40分

場 所 ホテルセントパレス倉吉 4階 シャンパーニュ

1 あいさつ

（森安障がい福祉課係長） 本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、これより、平成29年度第1回鳥取県障害者施策推進協議会を開催いたします。開催に当たりまして、宮本則明ささえあい福祉局長より御挨拶を申し上げます。

（宮本ささえあい福祉局長） 皆様、本日は大変お忙しいところ、また、大変暑いところ、さらには、先ほどから雨も降り始めまして、雨の中、この障害者施策推進協議会に御出席いただき、ありがとうございます。この協議会は、障害者基本法、それから、精神保健福祉法に基づく法定協議会であります。皆様には、本日も含めて、今年度、おおむね3回程度を予定しておりますが、その複数回にわたって、おおむね2つの事項について御審議をいただきたいと考えております。まず、1つ目ですけれども、これは、障がい者施策のあり方について御議論いただければと思います。こちらにつきましては、個々の御要望など、各種協議会とか団体の皆様からは、日ごろから向かって対話はさせていただいているつもりではありますが、今回の協議会を前にいたしまして、改めて御意見などをお聞きいたしまして、それに対しての県としての方針といいますか、こういうつもりですというところを書面にして、本日の資料としてお配りをしているところであります。皆様には、そういった御意見が出てきた背景ですとか、役所は知らないかもしれないけども、社会ではこういうことが起きているんだよとか、そういったこと、あるいは、もっと大ぐりに、こういった分野はまあまあできているかもしれないけど、このあたりがまだまだ手薄なのではないか、あるいは一生懸命やっているようには見えるけれども、このあたりがもう費用対効果、あるいは誰も期待してないところなので、もういっそのことやめてもいいんじゃないかとか、そういった大ぐりな大所高所的な見地からも、あわせて御意見をいただければ幸いです。

また、2つ目ですけれども、これは、障がい者プランの改訂についてであります。御承知のとおり障がい者プランというのは、短期計画と長期計画、この2つで成り立っておりますところ、まず、短期計画につきましては、3年の周期が、今、来ようとしております。これは、短期計画ですので、何度も何度も計画をつくり直していかないといけないわけですが、平成30年の4月から、新たな改訂後の計画をスタートさせるつもりでありますので、必然的に平成29年度中、今年度中に改訂作業を終えていかなければなりません。この短期計画には、障がい者の皆さんに対しての給付サービスでありますとか、各種予算があつたり、なかつたり、いろいろな施策があるわけですが、そのサービスの種類ですとか、量ですとか、そういったものを盛り込んでいくこととなります。また、一方で、長期計画のほうですけれども、こちらのほうは、周期が来ているわけではありませんが、しかし、このたび鳥取県では、いわゆる、あいサポート条

例、県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例という長い名前の条例が、このたび制定をされました。その条例の中に盛り込んである事項を、長期計画の中に盛り込みたいというのが事務局としての思いであります。このあいサポート条例に関係しましては、きょうの議事にも入っております、後ほど詳細説明はいたしますけれども、少しだけ成り立ちを申し上げますと、これは平成19年に国連のほうで示されていた障害者権利条約に日本国が署名をいたしました。その後、平成26年になって、これが批准されるということになって、確かに、その国内法もできて、批准もできたということなわけですけれども、その間、署名から批准まで、結構長い間がありました。その長い間に、鳥取県としても何かできることがあるのではないかとというような考えもありまして、今の平井知事が先頭に立って、平成21年からあいサポート運動というものを始めたわけであります。これは皆様がよく御承知のとおりでありまして、「障がいを知り、共に生きる」というキャッチフレーズのもとで、障がいを理解して、そして、目の前で困っていらっしゃる人がおられたら、自分に何かできることがないか申し出てみる、そういう運動であります。こういったあいサポート運動のことですとか、かれこれ、あれから1年たとうとしておりますが、平成28年10月に起こった鳥取県中部地震、あるいは、それから数カ月後に、真冬になって鳥取県東部地域を襲った豪雪によりまして、物流が1日、2日とまるといった事態がありました。そういった事態の中で、私ども行政としては、在宅の、特に障がいを抱えた皆さん、障がいを持った皆さんがお困りなのではないかと懸念する場面もありました。そういったことから、日ごろの災害に対する備えですとか、災害が起きたときには、避難所でこういうふうに行っているように、細か目に条例に規定をいたしました。そういった条例が今回できておりますので、委員の皆様におかれましては、鳥取県の個別の状況として、そのような独特の条例があるということ。そして、もう1つ全国的な施策、国の施策として、かねてより進められております施設から在宅へという大きな流れの中で、では、鳥取県として、それぞれの市町村としても、地域としてのその受け皿をどうつくっていくのか。そして、その受け皿のあり方、その受け皿の中で、じゃ、誰が担っていくのかという担い手確保の問題。無論、今、どこの業界もそうですけれども、少子高齢化の中で、担い手を確保するということが大きな流れになっております。ですので、そのような鳥取県の独自の状況ですとか、全国的な大きな流れですとか、そのようなマクロな視点でも、皆様には御議論をいただければと思います。このような障がい者プランには、障がいをお持ちの当事者の方、御家族の方、そして、支援者の方々にとっては、1つの道しるべとなるものでもありまじょうし、また、私ども役所にとっても、財政当局に対して1つ根拠となる、予算を獲得してくるに根拠となるような大切なプランであります。委員の皆様には、日ごろからお感じになっておられること、大きなことから小さなことまで、いろいろおありだと思っております。ぜひ、この中で活発に御議論をいただきまして、私どもに対して御教示、御助言を賜ればと思います。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

(森安障がい福祉課係長) 申しおくれましたが、私は、本日の司会を務めます、障がい福祉課の森安と申します。議事に入ります前に、確認事項を申し上げます。まず、この協議会の公開についてです。県では、情報公開条例に基づく審議会を原則公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定することとされてお

りますが、この協議会は非公開とする特別の理由はございませんので、公開することについて御了承、御了解いただきたいと思います。

それから、配布資料について、事前配布している資料について確認させていただきます。次第、それから、資料1から4までお送りしております。資料をお持ちでない方、それから、資料に不足がある方がおられましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、発言される際のお願いをいたします。手話通訳等、情報保障が必要な委員の方がおられますので、発言される際には、氏名を述べ、簡潔にゆっくりお話しいただきますようお願いいたします。なお、御発言の途中でも、内容に不明な箇所がある場合、発言のスピードが速いというような場合がありますら、挙手等で遠慮なくお知らせください。以上で確認事項の説明を終わります。

それでは、議事に入りたいと思います。条例第6条により、議長は会長が務めることとなっております。前垣会長、よろしく願いいたします。

2 議事

(1) あいサポート条例の制定について

(前垣会長) 皆さん、こんにちは。

(全体) こんにちは。

(前垣会長) 前垣です。それでは、議事に入らせていただきます。議題(1) あいサポート条例の制定についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(小澤障がい福祉課長) はい、事務局でございます。障がい福祉課長の小澤でございます。私のほうから、あいサポート条例についてということで、議題の(1)について御説明をさせていただきます。皆様のお手元にあります資料の1、点字資料では1冊目の17ページに概要を掲載しております、それ以降に条例のほうを掲載をしております。概要のほうをごらんいただきたいと思います。

鳥取県では、これまでも局長が申し上げましたとおり、あいサポート運動、それから手話言語条例といった他県に先駆けた取り組みをさまざまに行ってきたところでございます。そういった中でも、さらに最近では、情報へのアクセスをもう少ししやすくする必要があるのではないかと。それから、局長からもお話ありましたとおり、災害の関係などさまざまな新しい課題もあらわれてきたところでございます。これに関しまして、新しいこういった課題に対して、さらに取り組みを展開していこうということで、昨年より条例の策定検討委員会を関係者の方々に委員としてお集まりいただいて御議論をいただいてまいりました。こちらの検討委員会での結果を踏まえまして、今回、局長のほうからもお話をさせていただきましたが、このせんだっての6月の県議会のほうで、条例、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例ということで、愛称はあいサポート条例といいますけれども、こちらのほうを提案をさせていただき、そして6月の30日に可決成立をされたところでございます。

条例の概要につきまして、先ほど申し上げた資料のほうに沿って簡単に御説明をさせていただきます。まず、条例案の内容ということでございますけれども、趣旨といたしまして

は、障がい者の方が暮らしやすい社会をつくるために、行政だけではなく事業者や県民の皆様、そういった皆様と一緒にお互いに協力して、そういった社会をつくっていこうということが趣旨となっております。その中でも柱を幾つか立てさせていただいております。そちらのほうを5つちょっと書かせていただいておりますが、1つ目が、県民の方への障がい者への理解を深めていくということ。そういったことを県民運動として進めていくということ、1つ立てさせていただいております。それから、2つ目が、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むということ。こちらについても力を入れてやっていこうということでございます。3点目が、障がい者の方が情報アクセス、情報を得やすい環境づくり、それからコミュニケーションについて保障を充実していこうということを掲げさせていただいております。4点目が、災害が発生した場合において、障がい者の方が安全・安心に避難をし、そして生活ができるように支援をしていこうということを掲げさせていただいております。最後の5点目でございますが、障がい者の方が自立して社会参加ができるようにということ、さらに進めていこうということで、福祉サービスの充実であるとか、教育環境の推進などなどを盛り込まさせていただいております。こういった5つの柱のもとに、それぞれの取り組みを具体的に条例の中で盛り込まさせていただいているところでございます。

少し申し上げますと、まず1つ目は、先ほど申し上げた障がい者の理解という点につきましては、あいサポート運動ということをこれまでも県として進めてきたわけでございますが、これをさらに条例のほうで位置づけて展開をしていこうということで、条例の中に条文を盛り込まさせていただいております。それから、障がい者の方への差別の解消ということにつきましては、障がい者差別解消相談支援センターというものを設置をし、そして、障がい者の方からの相談を受けやすくしていく、そういった体制づくりをするということとさせていただきます。それから、情報アクセスの関係につきましては、こちらについては条文の中で、それぞれの障がいごとに応じまして、どういった形で情報をコミュニケーションをすることが手段としてよしいのかということと例示として、それぞれの障がいごとに記載をさせていただいております。それから、その情報のアクセスのしやすさにつきましても、環境整備などを整えていくということで、そういった支援についても力を入れていくということと条文の中に入れていただいております。続きましては、災害に関する対応ということでございますけれども、こちらについても、災害が発生したときだけではなくて、平時から、災害が起きないときから地域づくりをして、障がい者の方が何か起こった際には避難ができるようなことを、みんなで体制づくりをしていこうということを書かせていただいておりますし、災害が発生した場合には、そういった必要な支援が、障がい者の方に受けられるようにしていこうということ。それから、発災をされて避難をされた場合にも、避難所での生活にも、それぞれの障がいごとに障がい者の方々に適した対応ができるようにということと掲載をさせていただいております。最後の障がい者の方の社会参加、自立につきましては、さまざまな福祉サービスの充実であるとか、それから医療・福祉等の推進、それから教育環境の整備、就労の促進、文化芸術のほうでの推進ということ、いろんな分野にかけて盛り込まさせていただいております。こういった条例のほうを9月1日から施行することとさせていただきます。現在、条例の周知などにつつま

して準備を進めているというところでございます。簡単ではございますが、説明のほうは以上でございます。

(前垣会長) ありがとうございます。質疑につきましては、後ほどまとめて時間とらせていただきます。

(2) 平成29年度障がい者施策について

ア 平成29年度6月補正予算について

イ 障がい者の支援に関する施策についての意見について

(前垣会長) 次に、議題(2)平成29年度障がい者施策についてに移ります。事務局から説明をいただきます。

(小澤障がい福祉課長) はい。再び事務局、障がい福祉課長の小澤でございます。資料の2のほうをごらんいただけますでしょうか。そして、点字資料のほうは、1冊目の73ページからをごらんいただければと思います。先ほど御説明をさせていただきました、せんだっての6月議会において、あいサポート条例について提案をさせていただいたわけでございますけれども、それとあわせまして、関連する3事業におきましても、関連部局とともに御提案をさせていただきまして、議会のほうでお認めをいただいているところでございます。

簡単に、それぞれの事業、主なものについて御紹介をさせていただければと思います。資料の2の1ページ目、それから、点字資料のほうは74ページ以降で、6月補正の予算について、それぞれの部局ごとに御説明をさせていただいております。まず最初に、障がい福祉課のほうでの予算事業ということで、あいサポート条例施行関連事業ということで掲載をさせていただいております。1つ目の事業といたしましては、あいサポート運動のさらなる推進ということで、条例の普及啓発を行うために、条例制定記念フォーラムというのを開催をしようということで進めさせていただいております。こちらについては、今9月16日に、とりぎん文化会館のほうで行うことを予定をさせていただいております。詳細につきましては、また決定次第、周知等を行わせていただきたいと思いますと思っております。続きましては普及啓発、同じ普及啓発でございますが、条例を紹介するためのパンフレットにつきまして、今、鋭意作成をしているところでございます。

続きまして、障がい者への理解促進という点につきましては、1つ、条例の中でも書かせていただいておりますが、障がいなどをお持ちの方におつけをさせていただいて、助けが必要だということを示していただくようなヘルプマークという制度が、東京都のほうで作成をされているというところでございます。これにつきまして、鳥取県内でもそういったヘルプマークの普及を図っていきたいと考えているところでございまして、鳥取県用の、そういったヘルプマークをつけられるようなバッチであるとか、そういうものを鋭意作成していこうということで、今準備をさせていただいているところでございます。それから、年少期からの教育という点につきましては、これまでもあいサポート運動を県としては進めてきたわけでございますけれども、年少期の方に対しても、さらに教育の中で進めていくことはできないかということで、子どもさんたちに向けた、そういった説明用の資料みたいなものも少し教育委員会さんとも調整を

させていただきながらつくっていかうということで、今検討させていただいているところでございます。

続きましては、差別解消に向けた相談・支援体制の整備ということでございますが、こちらについては、先ほど条例の説明の中でも申し上げましたけれども、障がい者差別解消相談支援センターを設置をするということでございますが、こちらは、今、現時点でもございます人権尊重の社会づくり相談ネットワークというものが、窓口としてあるわけでございます。こちらについて、さらに障がい者の方の差別に対応できるような専門的な知見を有した、専門的な相談員の方を非常勤で設けていこうということ具体的には考えているところであります。続きまして、それと関連でございますけれども、障がい者の差別解消に向けた啓発・企業研修等を行っていくということも必要だと考えておまして、そういった企業研修などを行っていただくような専門知識を有する支援をされる方についても、県のほうに配置をしていきたいということで検討させていただいているところでございます。続きましては、資料のほうにもございますが、障害者差別解消法の合理的配慮を実施するための経費助成ということで、民間企業さんのほうで、例えばですね、レストランであればメニューの点字化など、合理的な配慮をされた場合に、そのためにかかった経費の費用の一部を県として助成をさせていただき、こういった補助のほうを新たな事業としてつくらせていただいて、支援させていただこうというところでございます。

資料のほうは2ページのほうに移らせていただきます。(2)の情報アクセスコミュニケーションの充実に関するものでございます。こちらについては、情報アクセシビリティの保障という観点で、新たに視覚障がい者のセンターを整備をしていきたいということをお事業として計上させていただいております。こちらについては、視覚障害者協会さんにも御相談をさせていただきながら進めさせていただいております。8月の6日に意見交換会を開催をさせていただいております。協会の会員の皆様にお集まりいただいて、どんなセンターにしたらいかななどの御意見を頂戴しているというところでございます。こちらの事業については、まず相談員の配置、それから、相談場所の改修工事などを、今現時点で調整をさせていただいているというところでございます。

続きましては、障がい者の自立及び社会参加の推進に関するところでございますが、新たな事業といたしまして、障がい者の居場所づくり運営事業というものをつくらせていただいております。こちらにつきましては、障がい者の方や地域の住民の方々が集まれるようなサロンなどの居場所づくり、こういったことをされている団体さんに対して経費の一部を補助させていただきような事業として新たに設けさせていただいているところでございます。それから、資料のほうのその下にございます、鳥取県障がい児者自発的活動支援事業というところは、拡充ではございますがさせていただいております。こちらについては、レクリエーションなどを行う県内の団体さんに対して経費の一部を助成するというようなものでございますが、新たに障がい者の方と健常者の方が一緒になって、そういったレクリエーションなどを行う場合に、少し上限を増額をするというようなこともさせていただいたりしているところでございます。

それから、その下の(4)の頸肩腕症候群助成及び手話検定助成事業というものがございまして、こちらが頸肩腕症候群検診費用助成につきましては、手話通訳者の方の職業病のよ

うに言われております頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その検診費や交通費を助成をするというところで、これまでに予算計上はされてはあったところでございますが、まだ実際にちょっと動かすようなスキームができてないということございまして、今ちょうどその全体の制度の枠組み、スキームづくりのほうを並行して調整をさせていただいているところでございます。それから、その下の手話検定助成事業につきましては、これまでは手話検定を受けた際の、受験の際のその費用につきまして、助成をさせていただいていったところでございますが、対象者が企業であるとか、団体さんに加入されている方だけだったところを、一般の方、住民の方にも対象とさせていただくというような拡充のほうをさせていただいているところでございます。

そのほか、2ページ、それから、資料の2ページ、3ページ、それ以降の資料のほうには危機管理政策課、住まいまちづくり課、特別支援教育課のほうの事業のほうを掲載をしてございますので、参考としていただければと思います。私からの説明のほうは、以上でございます。

(森安障がい福祉課係長) では、障がい福祉課、森安です。資料3、点字資料は2冊目をごらんいただきたいと思います。横表になっているものでございます。本会議の開催に先立ちまして、各委員さんから頂戴した御意見につきまして、障がい福祉課ですとか、子ども発達支援の特別支援教育課、あとはですね、庁内のその各課、危機管理局などで、それぞれの課で検討の上、回答を作成しております。本日は時間の関係もございまして、一つ一つ御説明する時間はございませぬけれども、県の対応方針については、このような内容というふうになっておりますので、御承知いただきたいと思います。以上でございます。

(前垣会長) ありがとうございます。

(3) 障がい者プランの改訂について

(前垣会長) それでは、議題(3)障がい者プランの改訂についてに移ります。事務局から御説明をお願いいたします。

(森安障がい福祉課係長) 障がい福祉課、森安です。それでは、資料4、点字資料は、すみません、3冊目をごらんください。3月の平成28年度の第2回のこの協議会のときに、第5期鳥取県障害福祉計画の策定についてということで、国の指針等の改正について御報告したところでございます。資料をごらんいただきながらなんですけれども、障がい者プランにつきましては、平成26年度中に本協議会でも御議論いただきまして、平成27年度からのスタートで、現在のプラン、その平成27年4月から平成35年3月まで9年間のプランに基づくということで現在進めているところです。資料の中ほど、点字資料で行きますと、四、五ページ目くらい、四、五ページくらいのところなんですけれども、にあるとおり、障害者基本法に基づき、医療や教育、雇用、差別解消、さまざまな方面から障がいのある方に関する施策の進むべき方針というのを9年間のスパンで、長期的なスパンで定めたものを障害者計画というふうにしております。そのうち生活支援、言い換えれば、障害福祉サービス等の需給量などで支えていくということなんですけれども、そういった部分に関しては、障害者総合支援法という、また別の法律に基づきまして、3年間という比較的短いスパンで定めたものを障害福祉計画部分として、鳥取県では、これを一体的に障がい者プランとして定めて、施策を進めているところです。障害福祉計画につきまして

は、3年ごとの策定ということが義務づけられておりますので、第5期障害福祉計画として策定を行いまして、また、児童福祉法の改正に、平成28年の5月に児童福祉法の改正があったんですけれども、その際に、障害児福祉計画というものを策定するという必要が生じたので、第1期の障害児福祉計画の策定を行うこととしております。実際のところは、本県の障がい者プランの中で、既に障がい児に関する施策やサービスの需給量の目標設定などを行っていますが、国が新たに示した指針に基づいて、それに従って定めるということは今回初めてのことになります。障害者計画部分、長いスパンのほうのものですけれども、この部分につきましては、現在庁内各課が行っている施策、さまざまありますけれども、そういった施策に関連する、この進捗につきまして、今確認作業を行っているところです。現行プランでのとおり、そういった予定どおり進んでいる事項であるとか、または進んでない事項、さまざまあるように、まだ集計中なんですけれども見えています。進んでいる事項につきましては、例えば、新たな目標を設定するですとか、あとは進んでいない事項については、ねじを巻いて進めていくというような必要があるというふうに考えております。現在のプランの項目立てについては、資料4の裏面の項目立て、点字資料でいいますと7ページ目以降のとおりなんですけれども、下線を引いている部分というのが、特にこちら事務局としては、あいサポート、最初に局長、お話ししましたけれども、あいサポート条例ともかかわる部分ですので、今後協調して進めていく必要がある部分であると認識しております。また、障害児福祉計画につきましては、今、市町村を通じて、障がい児の保護者、障がいのあるお子さんの保護者に向けて、現状でありますとか、今後のサービス利用の移行等について、県で基本部分を作成して、市町村で独自部分を盛り込んでいただいているというような部分ありますけれども、そういったアンケートを8月中に行う予定としております。少し関連するんですけれども、各種これらの計画というのは、策定期間が市町村の基本計画みたいなものと重なるといことで、策定期間、策定年次が異なることもありますけれども、この計画自体は、県だけでなく、市町村も定める必要があります。ですので、現在、市町村のほうでも、策定に向けて、県の計画と並行して作業を進めておられるところです。以上を踏まえたところで、皆様におかれましては、今あらあらの状況ではございますけれども、今後障がい者プランの改定の議論を行うに当たって、新たに盛り込むべき項目ですとか、皆様の視点から、現在進んでいないので進めるべきだと考えておられるところなど、さまざまな方向から、この後の意見交換の中で御意見をいただきたいというふうに思っております。前後して申しわけありませんけれども、スケジュールというのは、資料表面の下のほう、点字資料ですと6ページから7ページのとおり考えておるところです。ですので、次回協議会では、今回の御意見等を踏まえたところで、進捗状況を数値化したものとあわせて、たたき台となるようなものを御提示したいというふうに考えております。説明は以上です。

（前垣会長） ありがとうございます。そうしましたら、ここから質疑でよろしいですね。では、質疑に移らせていただきます。今回、事務局のほうからの意向もあるんですけれども、全員の方にやっぱり意見を広くいただきたいということでしたので、今回は1人2分とか3分程度で、質疑を順々にというふうに考えておりますので、それぞれ意見をまた考えておいていただければと思います。間に休憩もまた取りたいと思いますので、私から見て左、足立さん、諸家さんとい

うように順々に1人3分で、4人とか5人のところで1回切って、事務局からその質問に対するお答えをいただく、そんなふうに進めさせていただきます。それでは、足立委員さんからお願いします。

(足立副会長) もみの木福祉会の足立でございます。主に知的障がいのある人の生活支援でありますとか、就労支援ですとか、それから、グループホームとか、入所支援等を総合的に提供してます、もみの木福祉会であります。きょうは感想とそれから要望等を3点ほどちょっとお尋ねしたいなと思っています。1つは、災害発生時の福祉避難、障がいのある方の避難に関してですけども、もみの木、グループホームを米子市内に各地域に展開してるんですけども、グループホームの人が、災害発生当初は多分近隣の集会所であったり、いわゆる一般避難所に避難をされるのかなというふうに考えておまして、地方によってかなり、その取り組みに違いがありまして、例えば、ある町では、たまたま療育センターで看護師の仕事をしておられた方が退職されて、たまたま民生委員になっておられまして、非常に障がいのある人に理解・見識がある方で、我が子として捉えていただいて、非常にそういう方がおられると、いざっていうときに非常にスムーズかなっていう感想を非常に感じました。こういう方がどこにもおられれば、民生委員さんの中にまじっておられれば、あるいは近隣におられれば、かなり違うんだらうなというふうには感じておりますけど、そういうようなことをグループホーム展開して感じております。

それから、もう1つは、障害福祉計画のほうですけども、施設入所者の地域移行ということで、いつも国のほうも、かなり数字が上がるんですけども、なかなか実態として進まないということで、入所施設の実情、現状、皆さんが非常に高齢になっておられまして、もみの木でも、平均でいいますと、女性ですと60、男性で52歳ぐらいなられてますので、かなり高齢の方がどこの施設も多いと思うんですけども、それに伴ってさまざまな機能低下で非常に重厚な支援が必要な方っていうのがふえております。こういう方たちが、例えば知的障がいといいますと、恐らく多くの方がグループホームに移られるのかなっていうふうに考えておりますけれども、その際に、相当手厚い支援が必要になる。専門的な有資格者による正規職員の支援が必要だろうというふうに考えておりますけども、そういう意味でいいますと、かなり今のグループホームの報酬体系では非常に厳しいところがありますので、ぜひ今度の30年ですね、新年度の報酬改定に向けて、ぜひそのあたりの運営がしやすいような、県としても国のほうに要望をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、もう1点は、人材確保の件ですけども、なかなか処遇改善加算や、それから、いろんな働きやすい介護、育児休業等の制度も整えておりますけど、かなりここ一、二年、人材確保は厳しくなってきておまして、これは、我々のような事業所はもちろんですけども、行政としてもバックアップをしていただいて、一緒になって考えていけないのかなと思っております。短大の実習生等を受け入れて先生と話をするんですけども、今の若い人はどうしてもローテーション勤務であったり夜勤勤務、こういうのを嫌うっていうようなことを話をされるんですけども、これはもう入所施設であれ、グループホームの今の夜勤体制をとる事業をやる以上は外せませんので、どうしたものかなと思って、何かどこの業界も一緒だと思うんですけど、人手不足で非常に困っておまして、そうすると、日中の活動のほうにしわ寄せがきたりすることが

起きやしないかなというふうに思っておりますけども、これはぜひ、一緒になって考えていかないけないのかなというふうに感じています。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。諸家委員のほうから何かございますでしょうか。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会の理事をしております諸家と申します。手話言語条例や今回設立したあいサポート条例によって、いろいろと情報アクセシビリティなどのことで、いろいろ考えていただきたいと思っています。要望の中に幾つか出しているのも、その中の少し補足したいところがあります。障がい者支援に関するところの意見なんですけども、3ページになります。間違えました、2ページですね、最初の上の部分、6番です。放課後デイサービスについてです。要望を載せています。これは一般的に障がい児の放課後デイサービスもあるんですけども、我々としては特に要望したいというものがあまして、聞こえない子どもたちに対する放課後デイサービスとしての支援が足りないなあと感じていまして、一般のデイサービスに入った場合、情報保障の面でやはり非常に難しい状況になっています。できれば、聞こえない子どもだけのデイサービスを受けられる、そういった環境づくりをしていただければありがたいなと思っています。今、聞こえない子どもも普通の障がいの子どももデイサービスのほうに通っています。そのあたりできちんと情報保障があれば、ほかの障がい児とも交流ができていいなと思うんです。その検証が足りないかなあとしますので、実際に仕方なくそういった一般の障がい児が通うデイサービスに通っている子どももいますので、障がい児のこともっとより一層その支援がしていただければと思っています。

続いて、3ページです。11番です。インクルーシブ教育についてです。回答の中には、鳥取聾学校として、いろいろと親子と一緒に手話を学ぶ環境づくりをしていただいているっていうことは知っています。実際に今、インクルーシブ、聞こえる子どもが学校にかかわるというものと、また難聴学級ができて、そこで学んでいる、聞こえない、聞こえにくい子どもがふえている状況です。そういう現場で情報保障がどうなっているのか、もう少し具体的に詳しく検証していただきたいです。そういった場所をきちんと出る情報がとれない子どもに対して、手話を使うことが非常に効果的だと思います。逆に、指導者の先生方が聾学校で手話を身につけ、一般の普通の学校の難聴学級の中で手話を使っていないという状況があります。そういった場合に、聞こえない子どもたちの情報保障で手話で獲得するというあたりを、きちんと補足していただくということが必要なんだなと思っています。聾学校だけではなく、聞こえない子どもたちが通っているさまざまな学校でも、きちんと親子とともに手話を身につけられる、そういった指導なども進めていただきたいと思っています。実際、手話言語条例ができてから、本当に手話の理解というものが広まっていると感じています。本当に感謝しておりますけども、まだまだ一般の人たちまで裾野が広がってないかなというところがありますので、条例の成立後も、それをもっと盛り上げて、条例成立後は大分盛り上がっていたのに、だんだんちょっと下火になってきているかなと感じています。そのあたりをきちんと手話言語を、手話は言語である、聞こえない人たちが不便なく、不自由なく生活ができる、そういった情報保障をつくっていただきたいという願いはありますので、よろしく願いいたします。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。続きまして、村岡委員、いかがでしょうか。

(村岡委員) 盲ろう者友の会の村岡です。このたび意見は出していないんですけども、盲ろう者が将来的に単独になったときですね、生活するのに非常に困ると思っております。盲ろう者のグループホームが大阪にできたんですけども、初めて、それは全国初めてで、今普通の施設に入っても情報保障ができませんし、そういうことでとっても大変困るのではないかなと思っております。将来、そういうやはり盲ろう者に特化したような施設も必要になるかなと思っております。以上です。簡単ですが、終わります。

(前垣会長) ありがとうございます。市川委員さん、お願いします。

(市川委員) 失礼します。視覚障害者福祉協会の市川です。このたび、6月の補正予算におきまして、我々視覚障がい者より県下の視覚障がい者にとって少し不足をしていたかなという相談支援センター機能のあたりの整備をしていただくことになりました。これから数年かかるであろうと、本軌道に乗るにはというところですけども、引き続き、県のほうで御理解をいただきますようお願いをいたします。今回、そのこともあって、特に要望としては出しませんでした、今回の載せてはいませんけれども、最近少し気になるあたりを少しお話をしたいと思えます。先ほどあいサポート条例のことが御説明ありました。県でつくっていただいたことは大変よかったというふうに思っていますが、全国的に見ると市町村でも結構つくられているところもあるのですが、それに対する県の今後のお考えについて、もしありましたら伺いたしたいと思います。島根県なんかでは、島根県はつくってないはずですけど、松江市ではつくられたりとか、そんないろんな対応もあるようです。本来的にいえば、理想的には市町村条例もつくられるべきではないかなみたいなことも思ったりもします。それから、最近気になっているのは、視覚障がい者の高齢化が県内かなり進んでいます。施設に入るという段階になったときに、盲ろうの専門の施設がないんですよ。全国的に見て、ないのが、多分富山と沖縄、鳥取ぐらいではないかなと思ったりもしています。そのあたり、我々高齢化の進展とともに気になる、最近なり出した人がふえてきたというところですよ。

それから、もう1つは、視覚障がい者の情報保障という観点で、地域支援事業の中で市町村での地域支援事業の中で、意思疎通支援事業というのが1つあって、これは、それぞれの市町村においてもいろいろ発言はしたりしてきていますけれども、その中でも視覚障がいについても位置づけがされているような、されてないような、ちょっと明確ではない部分があって、その中で点訳者養成とか翻訳者養成のあたり、これからそういった情報保障をしていくために、もっと底上げが必要ではないかなと思っております。特になかなか点字となると習得、なかなか難しく、今の点訳される方、結構こちらまた高齢化が進んでいるのが現状だと思います。そういうことから、翻訳者あるいは点訳者の養成ですね、このあたりを今後、力を入れていく必要があるのではないかなと思えます。

最後に、視覚障がい者に対するサービスとして、代読、代筆のための一種の同行援護的なサービスなんですけど、派遣のサービスですけど、そういった事業もぜひ今後必要になってくるのではないかなと思ったりもしています。以上、非常にばらばらでしたけれども、最近思っていることを申し上げました。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。では、4人の方に御意見いただきました。それぞれ担当

課から御回答いただけますでしょうか。

(小澤障がい福祉課長) 障がい福祉課長の小澤です。まず、足立委員からのコメントに対して少しお話をさせていただければと思います。地域の中で、障がい者の方への支援に携わっていらっしゃる方が身近にいらっしゃると、災害時などに安心だということは、確かにいらっしゃると思いますし、そういう専門の方だけじゃなくても、地域の中で、そういうふだんから障がい者の方と接することができる人がいれば、そういったその方に対して、よりよい支援ができるのかなと思っておりますので、そういった地域の中での支援みたいなものをできるだけ進められたらなということ、委員の御指摘を聞いた際にちょっと思ったところでございます。それから、福祉計画につきましては、今の報酬体系ではなかなかグループホームの波及しないのではという話もありましたので、こちらについても、県としても、そういった国の動向を注視しながら、引き続き必要に応じて要望などをしていきたいということも思っておりますし、それから、人材の確保につきましても、なかなかこれは福祉全般に関して、恐らくは皆さん、携わられている方は思われていることだと思います。これについても県として協議会などいろんな場で、そういった人材確保に関して、関係者の意見を聞きながら検討して、事業所の方々とも一緒になって考えていきたいということも思っているところでございます。

それから、すみません、諸家委員からの御指摘頂戴いたしました。情報アクセシビリティの関係ということで、これは、それじゃあお願いしていいですか、子ども発達支援課、じゃ、そちらについては後ほどということで、インクルーシブ教育の件は後ほど担当課のほうからお答えをと思っております。

そうしますと、村岡委員の御指摘で、なかなか普通の施設では盲ろう者の方を受け入れること難しいという点については、やはりこちらとしても問題意識を持っておりますので、相談しながらどういう対応が望ましいのかということ、今後一緒になって考えさせていただければと思っております。同じようなお話が市川委員からもあったかと思っておりますが、こちらも同じような形で、ちょっとそういう、なかなか高齢化が進んだ際に対応する方に対してどのような支援ができ得るのかということと一緒に考えさせていただければと思ったところでございます。

それから、市川委員のほうからは、あいサポート条例に関しまして、市町村のほうでも条例をつくっていくということがあるんじゃないかというような御指摘ございました。県といたしましては、全体で市町村さんもあわせて県として、こういった障がい者の方の暮らしやすい社会づくりやっということを示させていただいておりますし、また、県として市町村の担当者の方々、課長さん方々集めて、こちらとして一緒に取り組んでいきたいと思いますということも言わせていただいておりますので、そういった観点で県の条例を定めることで、市町村さんとも一緒になってやっっていくこととすることができるのではないかと、このように考えているところでございます。

それから、点字の習得や点訳者さんの養成ということにつきましても御要望ございましたので、どういうふうに入材育成という観点で、こういったことができるのかということは、また中でも検討させていただければと思っております。以上でございます。

(高田子ども発達支援課長) 失礼します。子ども発達支援課の高田でございます。よろしくお

願いたします。諸家委員のほうから質問がございました、聴覚障がいのある子どもたちへのデイサービスの環境整備について考えてほしいということでございます。実際のところ、すみません、私どももそういうデイサービス、事業所の中で、実際、子どもたちがどういう生活といたしますか、サービスを受けているのかっていうところは、すみません、まだ全部が全部把握できているわけではございませんので、すみません、その辺は実際の実態把握といたしますか、実態を確認させていただいた上で、実際に保護者の方ですとか、そこを運営している事業所、もしくはまた御意見いただきました協会さんも交えたところで、いろいろ御意見をいただいた上で、今後どうやってやっていくのがいいのかっていうところは、これから考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

(前垣会長) はい、どうぞ。

(福田特別支援教育課課長補佐) 失礼します。特別支援教育課の福田でございます。諸家委員さんからいただきました、難聴学級で学ぶお子さんですとか、耳の聞こえにくいお子さんについての情報保障について、そういったことができているかどうかの検証が必要ではないかというような御意見をいただいたと思っております。特別支援教育課におきましては、各学校のほうには、各学校からの要望に基づいて、手話普及支援員等の派遣を行っておりますが、このことについてもまだ実施していただいている学校の数ですとか、回数ですとか、まだまだ十分ではないところがございます。この辺、回数をふやす、充実をこれからもどんどん進めていきたいと思っておりますし、委員さんから御意見いただいております、その検証等も行って、必要な、これからどんなことをしていくべきか考えていきたいというふうに思っております。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。それでは、今から10分程度休憩をとらせていただきます。約40分ぐらいから、また続きを再開させていただきます。

(休憩)

(前垣会長) 森田委員のほうは、はい。

(森田委員) 高次脳機能障害者家族会の森田と申します。要望を出したんですけれども、その内容の中に、皆さんが障害年金受給されていて、その障害年金の受給をする病院が変わっていったら、診てもらえなくなったり、先生がやめられたり、変化が起こることはあるんですけれども、そのたびにまたどこかを探さないといけないということが一番ネックになってまして、現在、医大、鳥取大学医学部から拠点が野島病院に変わりました、で、西部でもやっぱり、なかなか診断がしてもらいにくくなったとかいう声が上がってまして、保健師からも相談なんかもあるんですけれども、あいサポート条例の中に、医療や福祉、保健、教育の連携とかって言う言葉では上がっているんですけど、実際にどういう形でそこが連携をしていかれるのか、高次脳機能障がい支援の当初は、結構医師会とか福祉のメンバーたちとか、一緒に集まって話すような場があったんですけれども、今そういう場がなくて、各東・中・西の拠点ごとに連絡会はしているんですけれども、そこに余り医療がかかわることがなくて、その拠点の体制として、一応協力医療機関みたいに名前は上がっているんですけども、実際にそこのお医者様が、じゃ診断書を正確に書いてくださるかかっていうと、それがなかなか難しく、高次脳機能障がいは専門ではないからとか、ちょっとうちでは検査できないからということで、やっぱり拠点しかないということに

なりがちで、拠点は現在のところ手いっぱいですが、本当に。竹内先生1人でやっていただいて、で、野島病院に変わったことによる今現在の状況と、これからの体制について再検討していかなくてはならないと思っていますので、その連携体制を具体的にどうしていくかっていうことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(前垣会長) ありがとうございます。杉原委員のほう、お願いします。

(杉原委員) 鳥取県断酒会の杉原雄嗣といいます。アルコールの患者のものは、別枠の計画2年目に入ってまして、予算も1,300万ほどつけてもらって、ことし入ってます。ただ、初年度やり残したっていうか、できなかったことというか、支援相談に関する支援相談員とか、そういった養成っていうようなところが去年できていないので、ことしそれがきちっと踏み出してやっていただけるのかなと思ったり、いろんな形で全国的には当初より今は走り回ってますので、それがきちっとやっていけるかどうなのかっていうところを見守りながらというかね、やっていければと思いますし、やっぱりずっと前から言っているように、医療の壁っていうか、なかなか難しい壁っていうか、これがあって、以前には酒気帯びっていうかね、酒飲んで来たらもう診療拒否みたいなところがあったんですが、やっとそのことを理由に拒否はしないっていう変化をする、変わってくるまで3年かかりましたからね。それでもやっと1つ、2つの病院でそういうふうに変わっていったけども、このままほっておくと、また、手抜くともとに戻っちゃうというのがあります。ここの医療の壁っていうのが、本当に難しい壁っていうかね、あるんですけども、アルコール依存の中で支援拠点病院っていうか、これ渡辺病院指定していただいて、その支援、啓発事業っていうか、そっちの相談支援も兼ねて、そっちのほうで随分啓発活動なり、そしてそれに呼応しながら医師会のほうとも連携しながら啓発活動をやってもらっておりますので、アルコール関連のほうとしては、今のところの事業をどこまで取り組むかなということと、やっぱり最終的にあるところというのは、やっぱり医療とのかかわり方っていうのは一番の問題で、なかなか手の届かない歯がゆいところがあるっていうか、極端な話をすると、アルコールの患者だけは自分が治療を受けます、治療してくださいって言わないと治療してもらえない。入院もさせてもらえない。ほかの精神障がいの方たちっていうのは、みんなそういうことを言って病院で治療を受けてますか。アルコール依存症だけがこんな差別的なね、治療するにも本人がそういう自覚を持ってできる病気じゃないって規定しておきながら、それをしてきなさいって平気で言う。ほかの精神障がいの方たちっていうのは、みんな本人がそういうふうにしてください、私は治療を受けたいんですって来ましたか。そういうことをしてもらえないのは、アルコール依存症の私たちだけじゃないのかなっていう、その辺をね、障がい者差別という、障がい者の中のまだ障がい者差別を受けているという、治療さえ受けさせてもらえないっていうそのところを、やっぱり最後まで言っていかなきゃいけないし、家に連れて帰れっていうのは、治療しないで、結局素人に見ろということを行っているわけで、必死の思いで病院まで連れていったものが、また連れて帰ったあの悲惨さ、もう二度と診るかっちって投げっ放すっていうかね、そこはやっぱり一人一人がね、瞬間瞬間、命がかかっていますので、やっぱり誰が病人を診るって、医者が診なくて誰が診るってね、そのところをきちっと言っていかなきゃいけないなあと、だからどこまで行っても医療の壁と、とんでもない壁なんですけども、これにぶち当たりながら、言い続けていかな

きやいけないのかなというふうに思っています。今の現状です。

(前垣会長) ありがとうございます。では、藤原委員、お願いします。

(藤原委員) はい。特定非営利活動法人このゆびと一まれの代表をさせていただいている藤原といいます。特に意見としてはないんですけども、事業者ということで、ちょっと3点ほどいいでしょうか。行政とか、そういうところではなくて、今ちょっと困っているなどか、これから、今問題が上がってくるぞというようなところを、ちょっと皆さんに知ってもらってもいいのかなと思って、ちょっとすみません。今、うちのほうでは、児童発達支援、就学前のお子さんと、放課後等デイで就学されている方、それを卒業された生活介護の方を10名ずつで20名の定員で事業をしています。また、江津のほうでグループホームを6人の入居の方と、1人の短期入所という形で事業を展開しています。去年の中部地震のときなんですけれども、そのときは1時過ぎだったと思うんですけども、放課後で子どもたちは学校にいたので、人数が生活介護の方で、そのときは7人ぐらいいたと思うんですけども、従業員としてはその倍の14人ぐらいいたと思います。それで1対1でのかわりとか、お風呂に入っていた人もいたかもわからないです。そういうときでも安全確保とかもできたんですけども、あと、保護者の連絡をとるときが、ちょっと難しかったです。電話もつながらないというところで、メールで保護者に「お子さんは安全ですよ」とか「気をつけてお迎えに来てくださいね」とか「早帰りも検討しています」とか連絡をしたり、放課後を子どもたち利用するんだろうかどうなんだろうと、あと、保護者の方は働いておられるので、連絡もなかなかつかないし、学校にも連絡がとれないし、早帰りもなかったんですけども、時間もばたばたしたり、交錯したり、でも、学校にもお迎えに行けてというような、ちょっとそこも右往左往して、学校と事業所間の連絡もとれるような状況を連絡会のほうでつくらせてもらいました。そういうところもあって、あと、感染症のことなんですけれども、インフルエンザ、本人さんがなられたら、お休みをされますね、出席停止なので。だけど、きょうだいさん、御家族が発症されても、学校によっては、きょうだいさんとかでもお休みしてくださいという学校もあるし、知的障がいの学校とか、比較的元気な学校だったりとか、一般校は本人さん以外の方は、保育園にしても行かれますよね。そうすると、保護者さんからの連絡も来ないので、事業所に感染しやすい、感染拡大、濃厚接触者がとりあえずわからないままに事業所にやってくるというところもあったりして、幾ら伝えてても、なかなかそこがうまく連絡が密にならないという状況もありますし、あと、もう1つ自家発電というところも、ちょっと検討しないといけないなというところがありまして、うちの事業所では、重度の方がおられて、医療行為の方もおられます。そうすると、吸引器とかが使えなくなるという状況も出てきたりしますので、グループホームにもそういう方もおられます。そういうときの自家発電を考えた場合に、大きいものだったら、すごいね、100万とか何とかすごくするので、そういう県で助成と言ったら叱られそうだし、共同募金でちょっとお願いせないけんかなとかっていうような状況も踏まえている、このゆびです。長くなりました。すみません。

(前垣会長) ありがとうございます。では、ちょっとここで一旦切らせていただきます。すみません、3人ずつにしようと思うんですが、すみません。ここまででの回答をお願いいたします。

(小澤障がい福祉課長) はい。障がい福祉課長の小澤です。まず、森田委員の御意見いただきました、高次脳機能障がいの方に対する障害年金などを受ける際に、なかなかその情報共有とか、そういうことがうまくいかないというお話で、委員がおっしゃられたとおり、意見交換会自体は行われているけれども、なかなか医療の方が出られてないということをお伺いしましたので、そこら辺のところは、もう少しこちらのほうとしてもちょっと気をつけて、医療の方々に、恐らくはおっしゃられたように、かなり診ていただけるようなお医者さん自体がなかなかというところもあって、すごくお忙しくてということもあるんであろうかとは思いますが、ただ、そうはいつてもということもあると思っておりますので、そういったところで情報共有ができないか、どういいう方が、もしその出席できないなら何か連絡とれるような形がないかとか、そういうことちょっと模索をさせていただくということがあるのかなというふうに思っておりますし、連絡体制考えていく必要があるというふうにおっしゃっていただきましたので、もう少し何かができないかというところを考えさせていただきたいなと思っております。

それから、杉原委員のほうからも、医療との関係ということでの御意見として承りました。なかなか治療を受けさせてくれないような差別という、障がい者の中でも差別を受けるということではないかというような御指摘もありました。引き続き、その医療機関等にも、そういったことではなくて、しっかりと治療をとということを県のほうとしても必要な処置等はしていくということとは必要になってくるのかなというふうに考えさせていただいたところでございます。

それから、藤原委員のほうから御指摘幾つかいただきました。また、子どもさん関係の話はまたほかの担当課でお答えできることがあればと思っておりますけれども、なかなかそういった災害時とかですね、そういったときでの対応ということは、やはり必要になってくるということだと思っております。日ごろからそういった体制を整えていくということ、もう少し県や市町村として、事業所の皆さんに、こんな方法がありますよということをお知らせしていくとか、そういうことはあるのかなと、おっしゃっていただいた保護者さんとの連絡会をつくったということでしたので、そういう模範事例みたいなのがあれば広めていくのもありかなというふうに考えさせていただいたところでございます。それから、自家発電の話もいただきまして、そのどういうものが災害対応として、障がいにかかわらずあるということのようにも感じますので、ほかにも医療機関さんとか、そういうところでも同じような問題はありますので、そういう形で活用できるものがあるかどうかというのは、少しちょっとほかの部局等にもお聞きしてみたいと思っております。感染症の関係につきましても、今なかなか対応が分かると。これも少しほかの部局でお答えすることあれば、ちょっとと思っております。以上でございます。一応、特にほかの担当課からはコメントは、現時点ではないということでございますので、以上でございます。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。では次、小谷委員さん、お願いします。

(小谷委員) 救護施設ゆりはま大平園、それから、就労支援事業所B型ハッピーバーディーの施設長をしております、小谷です。よろしく申し上げます。今回は、要望としては出しておりません。ただ、3点ほど感じていることとお話ししたいと思います。救護施設っていうのは、障がい者施設じゃないということで、生活保護法の施設でして、鳥取県には2カ所、全国でも188カ所ぐらいしかない施設なんですけども、ゆりはま大平園では8割の方が精神障がいを持っておら

れる方ということで、ある意味隠れた障がい者の施設ということになっております。生活保護ということで、第3のセーフティーネット、最後の網ということで受け入れておりますが、昨今、生活困窮者の方、生活保護ではないですけども、困窮者の方で障がいを持って緊急でショートステイを受けられる方がかなりふえてきてますので、そのあたり、やはり障害福祉法との連携をとりながら進めていってもらったらと思っております。それから、就労支援のB型につきましては、やはり目標工賃という達成をしたいというのが一番にあります。就労支援事業所の職員の仕事が多岐にわたってまして、朝は送迎から始まって、就労支援をして、また送って行って、その後、支援計画記録、やっと仕事が終わってから本来の支援の計画がスタートするというような形になっておりまして、かなり職員のほうが、私の職場では疲弊してるように感じておりますので、そのあたり何とかできたらなあとは思っております。県では農福連携とか水福連携、それから優先調達といろいろやっていたので、それが結果になって出てくればいいと思っておりますが、27年度から鳥取ワークセンターのほうをつくられて、東・中・西につくられるということでしたが、まだこの結果がいまいち出てないような気がしますので、そのあたりの成果を聞いてみたいと思います。

それから、以前、私は精神障がい者のほうの施設にりましたが、自立訓練事業所っていうのがあるんですけども、そこの利用期間が2年ということで、結構精神障がいの方が入っておられて、やはりトータル2年では、なかなか地域移行が難しいということがありました。精神病院のほうの退院促進は進んでるんですけども、そのあたりの訓練について、そういった事業所がありながら、なかなか期間が来たために利用ができないといった方もあると思っておりますので、そのあたりの対策のほうをよろしく願います。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。では、寺西委員さん、願います。

(寺西委員) 名簿でいいですと19番になります、岩美町教育委員会の寺西と申します。よろしく願います。まず最初に、我が町は小さな町なんですけれども、特別支援教育課のサポートとか支援とか、そういうものをいただき、一步一步町内での特別支援教育が充実していったというのを実感しています。スクールバスが運行されたり、それから、発達障がいにかかわる通級指導教室の開設が認められたり、さまざまなことが一步一步進んでいる。それに対する支援に対して、本当に感謝を申し上げたいし、今後とも御指導、御支援をいただきたいというふうに思っております。サポート条例の中の第27条、第28条の項目のところ、特に教育に関するところの内容であります。この内容が充実するよう、小さな町の教育長ですが、充実に努めていかなければならない、改めて思っています。

2点申し上げます。1点目は、現在、学校教育は2020年から小学校の学習指導要領が、2021年から中学校の学習指導要領が改訂をされます。それに対する準備期間に入っています。基本的には小学校は学習内容がふえるという改訂内容になっています。それから、そういうことも御承知おきください。その準備のために教育委員会、学校等は準備を進めているという状況であります。

もう1点は、中部の震災を受けて、学校という施設は、第一義的には児童・生徒の安全確保、これが学校の使命であります。第二次的には、避難所になったときに、学校というところが、

その避難所に対してどのような協力や運営に協力ができるのかということを変更してこの中部地震では感じました。特に、障がいがある、持っておられる方が避難をしてこられる場合どうなのかということについて見直しをすべきところもあるのではないかと感じています。

それと、最後ちょっとこれ質問なんですけれども、補正対応の資料の中の、資料2の補正対応の資料の中のあいサポート運動の推進にかかわって、年少期からの教育、小学校児童への啓発というところの項目があります。大変にありがたいことだと思っているんですが、この小学生対象なのですが、小学生は非常に幅が広い発達段階がありますので、何年生ぐらいをイメージして考えておられるのかなということ最後に1つ教えてやってください。以上であります。

(前垣会長) ありがとうございます。大本委員、お願いします。

(大本委員) 失礼します。鳥取県腎友会の大本といいます。4点、お願いします。最初に相談活動、昨年より、患者みずからが相談を受ける立場として相談活動をしていこうということで、県のほうからも援助いただきまして始めました。そこに書いてありますが、1年目は本当に何も考えぬまま進んでいってしまったなという感じでしたが、2年目、ようやく、部屋にいても相談者は向かってこないなということから、ことは電話を駆使しまして数多くの人に電話を、特に1年目、透析に入られた患者さん1年目に対してのケアをしていこうということ、それから、できるだけ外に出るような形での相談活動をしていこうということで、今取り組んでおります。非常に相談活動の先端つくられるってことですけど、なかなか部屋にいたり、電話1本持つとって、相談したいという方、たくさんあるんだけど、なかなか一歩が踏み出せないでられるということを感じました。

と、2番目ですけど、医療の充実と医師・行政との連携ということで、先ほど何点か出ておりましたけれども、非常に私たちの病気については慢性腎臓病という病気なんですけど、非常に一遍かかってしまうとなかなか治らないということになって、これまでずっとその病気はいかに維持するか、いかに悪くならんかということでの治療しかなかった。またはそれが人工透析に入り、それから腎移植をしてということで命を長らえているという病気なんですけど、だんだんとわかって医療も発達してきてわかったことっていうのが、やはり早目に専門医にかかって、それなりの治療をすれば透析に入らずに済む人もかなりいるということが出てきました。私たちの腎友会もそういう啓発をやっぱり取り組んでいかないけんということで3年目になりました。だけど、患者だけが取り組んでもなかなかこれ進みません。そこでやっぱり医師・行政、特に医者の方とか、栄養士さん、それから保健師さんとか看護師協会さんとかとの連携をやっぱりしていけないけん。だけど、そこでやっぱりそういう組織がないために取り組んでいくんだけど、何か壁にぶつかるとというのが今の現状です。それから、県内に二十五、六という透析施設の病院がありますが、僕らは3年目になるんですけれども、アンケートをとりながら、行政と、それからそういう病院にアンケートをとる中で気づいたことというのは、やっぱり病院とか、それから行政、かなりサービスとかいろんなことに格差が生まれておるといっているのを感じております。やっぱりそういうことがいかにして自分らが埋めていける力があるのかということで今模索しているという段階ですが、これも発表して取り組んでいく必要があるなということを感じています。

それから、3番目に差別ということですけど、1年前に相模原での障がい者殺人事件がありま

した。そのほぼ3カ月から4カ月後に、腎友会を誹謗中傷した、お金が、治療費が払えなかったらおまえら死んでもいいぞというような内容のブログが出されて、非常に問題になって、その方は一応社会的な制裁は受けられておりますが、今度、千葉のほうから国会議員に立候補されるということらしいです、噂では。そういう中で、私たちも話し合いもしますし、このたびのその1年過ぎた相模原の事件についてでも、いろんな方が話をされてました。その中で、そういう殺人者が思うような気持ちが自分らにもあるというような意見がたくさん、そういう気持ちがあることに気づいたというような意見が半数近くあったというような話もありました。それから、僕たちの腎友会の問題についても、透析患者の問題についても、半数以上は、当然おまえら金払って治療受けると、そういう意見が半数以上でした。そんな中で、やっぱりだんだんと厳しい世の中になってくると、やっぱり弱いところに風当たりも強くなるし、そういう問題は出てくるなというのを私たちも感じながら、ここがやっぱり自分たちの正念場ではないかと。もっとやっぱり自分たち、ここでひるまずに、周りのほうにやっぱりアピールして、自分たちも一生懸命やっとなんだということをやっぱり訴えていく必要があるのではないかな。このたびのあいサポートの条例に対しても、非常に教育についてやっぱり小さいころから啓発していかないけんというのは、本当、これは感じるどころです。

それで一つ、自分たちも1年前にこんな話をしました、役員会で。ある理事が水泳大会に出たいんだけど、鳥取県腎友会の名前を使ってマスターズ水泳大会に出たいんだと、そういう意見を出しました。私、司会しております、ああ、やっどここまで来たかという思いを持ちながら聞いていたんですけど、だけど役員の中に出したところが、ちょっと待てよと。そこまでやって元気なところを見せて、自分たちのメリットはあるのか。ちょっと待てよ、そういう意見が大半でした。ああ、やっぱり差別を感じながら、逆に言うと差別を感じながら、黙っておれば済んじゃうみたいな感覚かなと思いつつながら、その場は仕方ないから自分でチームをつくって出ますよという話になりました。これ、私は出てほしかったし、出すべきだなとは思ったんですけど、そういうことを含めながら、非常にあいサポート条例ができて、それから障がい者の問題がどんどん話し合われて、「鳥取県、すばらしい県だ」ってよそに行ったら言われます。だけど、そこで暮らしとる僕らは、非常に逆風も感じています。逆風です、まさしく。いいこともあるけど、その逆風にでも打ちかかっていくような、やっぱり障がい者にならな、これはだめだと思います。そういう話をしながら、鳥取県腎友会も引っ込むんじゃないかと、やっぱりどんどん小学校であいサポートの条例が教育でやられるんだしたら、幾らでも話をしに行かせていただくっていうような、知っていただきたいっていうような気持ちを持たないけんっていうことは話をさせてもらいました。

それから、最後にですけど、組織についてです。ちょっと長くなっちゃいますけど、組織についてですけど、私のところ患者が全県で1,500人透析患者がいます。400人が会員です。非常に会員になっていただくのが難しい世の中になりました。高齢化、それから無関心化、非常に大変な組織です。それで、組織のことを話すると、事務局、会自体が非常に成立が苦しい。事務局が、患者がなって、患者2人が事務局やっています。この前も2人が倒れて、だけど、いろんな全国の組織からは文書は来るし、配らないけんしってっていうようなね、そういう状態です。できたら、その事務局員さんを補助していただきたいっていう、ほんに心の叫びなんですけど、よ

その団体も同じような苦しさを障がい者団体っていうのは持つておられると思うんです。その辺やっぱり話をして、その苦しさを裏からでもちょっとずつでも援助していただいて、やっぱり患者団体がなくなったら大変だなっていうのを感じてます。それから、私たち難病ということにしてるんですけど、難病患者は、私たちだけが今ここに入って話をさせてもらってるんですけど、難病患者の会がどがになつとるかっていうことも非常に心配しております。自分らはそんな余裕もないんですけど、だけど困っている方は非常に県内には400人もおられん、1,500人もおられんかもしれんけど、あちこちからいろんな話を聞くので、そういう組織はどうなつとるだろうかなっていうのをちょっと危惧しております。すみません、長くなりました。

(前垣会長) ありがとうございます。では、御回答をお願いします。

(小澤障がい福祉課長) はい、障がい福祉課長の小澤です。まず、小谷委員のほうから御意見をいただきました。生活保護の方が救護施設の中で、その中で精神障がいの方が8割いらっしゃるといふことで、障がいの関係との連携を深めていくといふことで、この点は我々としても注意をしていきたいと思っておりますし、そういった障がいをお持ちの方の所得の問題といふのも、しっかり考えていかなきゃいけない部分なのかなと思うところでございます。それから、就労支援の関係でございますが、ちょっと細かなところまではちょっと申し上げるのは、今、手元に資料がなくて難しいところではございますけども、障がい者の就労振興センターのほうでは、いろんな受注とかそういったことへの事業所様への支援とか、そういうことをやらせていただいておりますし、成果のほうは上げさせていただいておりますし、ワークコーポのほうでも、こちらのほうでも共同作業所として、今、動いておりますし、新しくテーマパークのグッズとかそういう高単価の商品を扱って、少しでも利用者さんの工賃を引き上げて自立につなげていこうというようなアッセンブリーの取り組みということも新たに始めさせていただいております。こういったもので、少しずつ障がいをお持ちの方も工賃を稼いでいただくことで、生活的な自立につなげられたらということをお思っておりますので、県としてもそういった工賃アップの取り組みを進めたいと、このように考えているところでございます。それから、自立訓練事業所の関係でございますが、2年間で地域移行はなかなか難しいということもございました。今、ちょっと事務的に担当のほうと話をしておりますし、1年間は市町村のほうに認めていただければ、期間を延ばすことができるということでありましたけど、ただ、なかなか2年が3年にとということでも難しいということなのかなと思っております。その点は、制度のあり方ということも含めて、これは全体の制度自体の話ということなのかもしれませんけども、少し考慮させていただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、寺西委員のほうから予算の事業の関係で御質問いただきました。大体、小学生ということですが、何年ぐらいを対象にとということでの御質問だということでございますが、ここは非常に、基本的には小学校については3年生以上、4年生、3年生から4年生以上ということと考えておりますが、ただ、なかなか障がいの理解ということ自体をどのぐらい細かく教育をしていくことができるのかということもございまして、この点は教育委員会さんとも話をさせていただきながら進めさせていただいているところでございます。

それから、大本委員のほうから幾つか御指摘をいただきました。なかなか相談活動をされてい

でも、皆さんなかなか外に出るということ、一歩を踏み出すことが難しいということはおっしゃるとおりだと思いますし、そういった訪問相談みたいな形というのが必要になってくるということであるかとは思っております。ただ、その点に対して、人材とかそういうことも必要になってくるのかなということは感じているところではございますし、その点が難しい部分なのかなということを県としても思っているところではございます。それから、なかなかその差別という観点で、いろいろなネットなどでもそういった相模原の事件をきっかけに誹謗中傷みたいなことがありますけれども、本当に残念な話だなと我々としても思っているところでございます。それにつきましては、やはり障がいの理解とか障がい者の方への理解ということを深めていく、これを地道にやっていくことがまず大事なのかなというふうに思っているところでございまして、その点は、あいサポート運動とあわせてしっかりと取り組んでいかなきゃいけないなということで考えているところでございます。その点で逆風を感じていると、鳥取県では政策は進んでいるけれども、やはりそういった差別がまだやはりあるということかとも思いますので、その点、やはりその理解という点は、さらに進めていかなきゃいけないのかなと思うところでございます。

それから、すみません、会員の方がなかなか入りづらいというお話で、補助員さんへの支援をということでございました。恐らくは、ほかの団体さんとかもそういうことを感じてらっしゃるかもしれません。なかなかちょっと我々としても、その点、御意見いただいて、考慮はさせていただきたいと思いますが、なかなかその全体で支援ができるかどうかというのは、いろんな団体さんもおられるということもありますので、少し難しい部分もあるのかなという印象を持っているところではございますが、努力ができるのかということは考慮はさせていただきたいと思います。簡単ではございますが、以上でございますが、ほかの部局から追加のコメント等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。はい。では、以上でございます。

(前垣会長) はい。では、残るところ10分になってしまいましたけど、すみません、できるだけ簡潔に、山根委員まではぜひ行きたいと思っておりますので。では、南前委員さん、お願いいたします。

(南前委員) 鳥取県自閉症協会の南前です。よろしくお願いたします。今回の意見にたくさんのお返事をいただきまして、本当にありがたく思っています。私たちが言いたいことは、いろいろな自閉症・発達障がいへの理解・啓発だったり、相談体制だったり、就労体制だったり、いろいろな整備がなされているんですけども、やはりそういった研修が現場では生かされてなかったりとか、子どもたちや自閉症者に適切な支援のほうになっていなかったりというのが、意見がやっぱり出てくるので、毎回こういったお願いというふうな意見というふうな流れになってしまっているのかなというふうに思います。やっぱり、どんなにいい研修を積み重ねても、それが現場で生かされないと、やっぱり当事者が生き生きと生活ができない、安定した生活ができないというふうになっていくので、ぜひそのところを今後も考えていただきたいなと思うところです。このたび、教育を語る会が形を変えて、出前出張みたいな形になったと思うんですけども、今募集中ですけども、そういった形で生の声というのを生かして吸い上げてもらって、ぜひ今後のことに生かしていただきたいなというふうに思ったところです。以上です。はい。

(前垣会長) ありがとうございます。では、岡本委員さん、お願いします。

(岡本委員) はい。全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部の岡本です。私のほうからは、時間がない中、申しわけないんですけど、4点、お話しさせていただけたらと思っています。まず1つは、子どものことであったり、大人になった者のことであったり、それぞれの年代によって問題点はあるんですけども、子どもは必ず大人になっていきます。なので、子どものときにサポートしていただいていたサービスが大人になってなくなる、手薄になるということになると、やはりその子どもが、ずっと身につけてきたいろいろなものが失われる、目では見えないことでもあると思います。そういう意味で、会としても一応うたっている児者一貫というところのサービスというのを意識した施策をしていただけたらと思います。

それから、2点目ですけども、県の皆様には医療型のステイという形で、私たちの子どもの生活、家族の生活を支えていただいて、本当にありがたいのですが、今年度からそのステイの内容が変わって、実績型といったらあれですけども、いろいろななかかわってくださる病院に対して、県のほうが支援してくださるという形に変化したと途端に、これまで使われていた病院で、利用がちょっと待ってという答えが返ってきたり、あとヘルパーさんのほうでも、ちょっとというようなことが当事者のほうの耳に入ってきて、結局春から本来でしたら更新とともに利用できたであろうサービスが、やっと夏ぐらいになって、中部ですけども、利用できるようになったけれども、従来どおり行くのかなという心配を抱えながらの現在です。なので、そこには大きく夜間のヘルパーさんという問題があると思います。あと、理解してくださる、協力してくださる病院ということもあるかと思うんですけど、各圏域見ると、夜間のヘルパーさんの確保というのが、果たしてどこまでできているのかなというのを考えました。いろんな事業者さん、やはり個人個人の生活はあると思うんですけども、やはり者になっていく子どもが重度化していくという中で、夜間のヘルパーさんの存在というのは、これからますますニーズも上がってくるし、大きくなってくると思うので、このあたりを施策の中で支援していただけたらと思います。

あと3点目ですけども、人工呼吸器をつけた子どもさんが地域に出ていくというか、地域で暮らすような時代になってきました。そういう子どもさんを含めた医療体制というんですかね、在宅の子どももそうなんですけれども、医療ケアのある子どもの問題というのがもう近年クローズアップされて久しいんですけども、そこがどうしてもかゆいところに手が届かない、どうしても、ほかの方もおっしゃったんですけど、医療や制度などの壁に阻まれて、本当の生活に即してないというのを実感することがあるもので、こちらの要望のほうにも形になっているんですけども、そういうところが、例えば県で、単県でこういう条例ができたので、鳥取県は垣根を取りますよとか、国の指針をどうしてもいろんなところで制度とかを見て進まれるんですけども、そういう垣根を取って、例えばここの施設だったら、訪問看護さん受け入れオーケーですよとか、何かしら医療ケアのある子どもの支援が繋がればと思っています。

それから、4点目なんですけれども、高齢の保護者がうちの会にはたくさんおります。それで、そういう保護者の声として最近出ているのは、面会に行きたくても行けない、子どもと過ごしたくても、外泊とかさせたとしても、自分たちが介護ができるわけでない、だけど子どもたちには会いたい、そういうような声があって、会員で何とかそういうところ支援ができないかな、あと、お世話になっている病棟のほうでもどうかなというのを検討したりはしているんですけど、病棟

のほうではやっぱり日常的に人手がない、忙しい。親のほうは似たような理由がありますので、なかなかそういうあたりの橋渡しというんですかね、何とか問題解決にならんかなというのを考えているんですけども、何かいい知恵というのか、支援が県の方も含めて考えていただけるようなところがあつたらありがたいなと思っています。

あと4点と言いながら、あともう1つなんですけれども、すみません。日本財団との共同プロジェクトの話なんですけども、これが本当にさっきも言った医療ケアの子どもとかかわるんですけども、講座を受けた方がどれくらいいて、どういう地区にいて、そういう方が実際現場でどういうふうに働いているかというところがいま一つ伝わってこない、そういう方と出会えないということのほうが多いんじゃないかなってちょっと思っていたりします。なので、そのプロジェクトで養成された方が実際どんな形で現場でかかわっているのかっていうあたりも教えていただけたらうれしいかなと思います。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。秋田委員さん、お願いします。

(秋田委員) 鳥取県精神障害者家族会の秋田です。精神障がいの方は、毎年、家族会の県のほうに要望書を出させていただいて、親切に答えていただいています。ありがとうございます。1つだけきょう時間をいただきましたので、精神障がいの社会的サービスが、他の障がいの人と比べて少ないではないかという感じを持っています。具体的に今、精神障がいでは、JRの割引の運行をしております、この程度であります。あと具体的に何をしてもらいたいかなと言われると、実際私もよくわからないところです。自動車税がどうか、高速道路の割引がどうなるとか、よくわかりませんというところで、できたらそれを調べていただきたいなと思います。なぜそういう要望をしたかといいますと、精神障がい者は、当事者も家族の人も、表に出てない人が出ている人よりも少なくとも倍、オーバーに言う人は10倍もおんならせんかと言われております。私もそのように感じております。それで、表に出ない理由を周りのせいにする、偏見と差別を感じる。それと、病気になったのは自分の気が弱いからだんだんと、自分を責めているからということ。それから、親としては、育て方が悪かったんじゃないかというように自分を責めている、こういうのがあります。そこをそういう壁を乗り越えて表に出ようとする場合にエネルギーが要るわけです。そのときに私が活動しているのは、2つしかない。世の中が変わってますよと、きょうもこういう委員会があつて私もちょっと行きますよとか、何もよう言わんけどとか話したりして、仲間もふえていますよと、同じ精神病の表に出てる人、いう大まかにそれ。それともう1つ言いたいんです。こんな社会的サービスも受けれるようになりますよというのがはっきりとよ言わないので、そこの辺ちょっと調べていただけたらありがたいなあという気を持っております。よろしくお願いします。

(前垣会長) ありがとうございます。最後まで行きましょうか。じゃ、田中委員さん、よろしくお願いします。

(田中啓子委員) すみません。鳥取県手をつなぐ育成会の田中といいます。育成会というのは知的障がいを持つ親の会で、この今、あいサポート運動の小学生パンフレットの作成というのにも少しかかわらせていただいています。そのサンプルを見せていただいたときに、いかに簡単な言葉で子どもたちに伝えるか、私の場合は、知的障がいというのはこういう障がいですって

うところだったんですけれども、それ言葉を選びながら、どうしたら子どもたちに伝わるのかなという考えながら作成に携わらせていただいているんですけれども、やはり小さいときからのそういういろんな方が世の中にはいるんだということを知ってもらおうということが大事なんじゃないかなあとと思います。昨年の相模原事件のときに、全国育成会の会長が声明文を出しましたけれども、私たちも親として、このままじゃいけないんじゃないか、何か行動を起こさないといけないんじゃないかと思ひまして、8月に平井知事のほうに、他の団体の方と一緒に声明文を出しましたし、深澤市長のほうにも同じく声明文を出させていただきました。やはり、何ていったらいいんでしょう、わかってもらうということがいかに大変なことかっていうのが、そのときに、こうやって思っただけの方、あの犯人のように何と多いことだろうというのがすごく残念なのと、その被害に遭われた方が、自分の名前さえも発表されないでそのまま一生を終えられたということに関して残念な思いと、それ、いろいろな思いが親御さんの中にもあるので、責めるわけにもいきませんが、残念だなあとというのがあって、やはり、啓発活動っていうのが必要だなあとと思います。今、障がい者の、障害者週間のときに、12月なんですけれども、啓発活動っていうのに1回出させていただいているんですけれども、それだけでは足りないかなあとというのが思いにあります。ありがとうございました。

(山根委員) 身体障害者福祉協会の山根といいます。言いたいことはようけあるけど2点だけにします。1点ですね、障がい者差別相談のセンターをつくるって言われとるんですけど、この中には、ぜひ当事者の、障がいを持った人の当事者もたくさん入れてもらって、センターを運営してもらいたいというように思います。何で私がそういうことを言うかというのは、鳥取県のある病院に、車椅子に乗った障がい者の方が行かれて、お医者さんと向かい合ったときに、車椅子ですから押してきた人も看護師さんというかおられるんですけど、お医者さんが、まず一番開口にどういことを言われたかというのは、「おまえ、何しに来ただ」といことをお医者さんが言われたそうです。だからその車椅子で行った患者さんはですな、ように自分が何だか悪いやあな感じになって、もう固まってしまつて何も言えなんだと。それで、その後いろいろ言つて「もうおまえは、御飯食べえでも、大体3カ月はもつわいや、人間はもつもんだ」といいうやあなことまで言われたそうです。それでそういうことじゃもうかなわんけえって言つて、そのお医者さんの往診が済んだときに、病院のほうに行つたそうです、病院というか、その相談センターみたいのがあつて。なら、相談センターまで行つただけ、やっぱり身内ですから、きちつとした指導はどうもとらんようでした。それ、私が後から聞いて電話したら、やっぱりきちつとした指導はしてなかつたようでした、ですので、ぜひ、この相談支援センターの中には、障がい者の人が、同じ障がいを持った人がやっぱりおらないと、本当の意味の相談は受けれないというように思います。秋田委員さんから、さつき自動車の税金のことやいろいろ相談がありましたけど、ほん先日も、精神障がいの方が心安い人がおつて、「自動車税安なるかえ」といいうけど、「いや、なるはずだけなあ」といふ言つたら、「1級だ」といいうけ、「1級だったら多分なるけ」といいうことで市役所に聞きました。普通車ですからわからんけど、普通車は鳥取の東部だったら東部県税事務所に行かなわからんのですけど、1級でもなります。全部が全部なるというわけじゃないですけど、なるようです。だけ、やっぱり相談とかいろんなことをするといふのは、必要なことなん

です。我々障がい者っていうのは、身体障がい者が大体3万人近く、それから精神障がい者が1万5,000からおられるということですし、知的障がいのほうも、鳥取県下で5,500人ぐらいおるようですので、鳥取の人口の1割とは言わんけど、1割近くおるようすな、もう。そういうことをやっぱり、私やあもきちっと県なら県がやってもらわないと、市町村が本当の窓口だけ、市町村がしてもらわないけんですけど、まだまだそういうことは達成ができていないようです。このことを言い出したらまだ長いけえな、これはこれでやめまして、2点目の問題ですけど、私はきょう義足つけとって義足で歩いてきたんですけど、足が蒸れて、今、義足は外しております。きょう義足を交換してもらおうと思って行きましたけど、壁があるです。国は厚生労働省といって1つですけど、義足の場合は労災で対応するのと、労災でないのは全く義足つくっても違います。こういう部分はやっぱり同じ厚生労働省にあるわけですし、障がい者は障がい者ですから、やっぱり同じ対応にしてもらわないけん。簡単に言えば、労災は義足が2本もらえるけど、普通の障がい者は1本しかござんと。ただし条件がついてあるわけですけど、ちゅうようなこともあります。そういうことも考えて、やっぱり県の指導なりもしてもらわないと、市町村に。まあいけんというように思います。それから、そのことについてですね、この介護保険ができるまでは、障がい者は死ぬまで障がい者の制度で行きよったわけですけど、介護保険ができて、だんだんと障がい者の窓枠が少なくなったりします。きょう私もここに杖持ってきてみますけど、この1本杖だったら障がい者のほうでできるんですけど、下が安定感が悪うて3本とか4本の杖になると、これは介護のほうになりまして、介護保険の適用ですから、障がい者だったら買い取りですけど、介護保険はリースなんです。だけ、1年ぐらいで亡くなれば必要ないとなればいいですけど、これを2年、3年、4年とかそれを使用していくと、リースですから本人も負担がごっつかかってくるようになりますし、そういう設定のことも市町村には言うだけ、何か県のほうに届いとるか届いとらんかわからんけど、やっぱりそういうことはきちっとやってもらいたいと思います。それで、最後ですけど、こうして皆さんの意見はたくさんあると思います。この2時間や2時間何分でこがな話をしとったって、本当の意味で我々も障がい者の家族の方や本人やあも、十分な部分ができんと思いますので、3回だかするって言ようられたけど、こういう聞き取りは1カ月に1回とは言わんけど、2カ月に1回でも集まって、やっぱり御飯を食べながらでもやっていくような会にしないと、本当の意味で、いい福祉ができるというように思いません。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。それでは、事務局から御回答お願いします。

(高田子ども発達支援課長) 失礼します。子ども発達支援課の高田です。最初に、南前委員さんのほうからの御質問等でございます。研修等はいろいろされてるんだけど、現場にそれが生かされてないのではないかと、きちんと現場に生かされないとだめだというような御意見いただきました。確かに、私どものほうでいろいろ事業所の職員さんですとか、相談員の方を対象にいろいろ研修のほうはさせていただいてるんですけども、確かにその研修が実際に生かされてるかどうかっていうことについては、これまでずっと検証という部分では行ってきてない部分がございますので、すみません、今後、その研修が本当に現場に生かされてるかどうかっていうのは、また、いろいろ事業所さん等も回らせていただいて検証させていただいた上で、今後の研修のほ

うに生かしていきたいというふうに思っております。もう1点、語る会は、ちょっと今年度から意見交換というような形でかえさせていただいておりますので、結構少ない人数でいろいろ御意見を聞かせていただいているという形にしておりますので、いろいろ活用していただければというふうに思っております。

続いて、岡本委員さんからのほうに何点か質問いただいております。最初に児者一貫したサービスをということでございます。確かに子ども発達支援課と障がい福祉課ということで、課が2つにまたがっている部分はあるんですけども、同じ福祉保健部の中でございますので、そうした、やはり切れ目のないサービスということもいろいろたっておりますので、一貫したサービスができるように努めてまいりたいというふうに思います。続きまして、医療型ショートステイの関係で御意見をいただいております。確かに中部の分につきましては、すみません、ちょっといろいろ県のほうと病院等の情報がうまく調整とれてなくて、少しいろいろ御不便をおかけして、大変申しわけございませんでした。一応7月、夏場からまた少し動く、ショートステイの事業のほうを再開をしていただいているんですけども、中部に限らず、やはり、夜間のヘルパー職員さんをショートステイの場所に一緒に張りつけるということでこの事業を動かしておりますので、やはり、ヘルパーさんの確保っていうのが中部に限らず、東部・西部でも大きな課題ということは認識しております。いろいろほかの協力いただけないヘルパー事業所さんのほうにもいろいろ何箇所か、東・中・西に限らずいろいろ声をかけさせていただいて、事業の説明等にも直接お伺いはしてんですけども、やはり、どこの事業所さんもヘルパーさんが不足しているということで、なかなか御協力いただけてないところがございまして、先ほどもちょっと別のところでありましたけども、やはり人材確保っていう観点から、やはりこのヘルパーさんの確保についても今後少し考えていきたいというふうに思っております。あと、医療的ケア児の支援の関係であったと思うんですけども、医療的ケア児さんの分については、まだまだちょっと具体的に県といたしましても、こういう支援でっていうところが、まだできてないところがございまして、もちろん福祉だけではなくて、医療・教育・保育等々との連携が十分必要だと思っておりますし、そういう連携する場をこれから設けていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、そういう場所で、今後具体的なことを検討していきたいというふうに思っております。あとです、ね、高齢の保護者の分では病棟というお話がございまして、これは鳥取医療センターの話ですかね、わかりました。すみません、ちょっと具体的なお話がはっきりとはあれなんですけれども、また少し具体的なお話を聞かせていただいて、県でちょっと少し何ができていう部分があるんですけども、少しまたお話を聞かせていただいた上で検討していきたいと思っております。最後にです、ね、共同プロジェクト、日本財団との共同プロジェクトの関係で、養成された人はどうなっているかということで御質問をいただきました。今現在というか、こちらのほうにつきましては、鳥取大学医学部附属病院のほうに、昨年11月に小児在宅支援センターというのを開設をいただきまして、ただ実際に、こういう専門家の育成を始めたのはこの4月からになっておりまして、今現在、医師・看護師・リハ職員等含めまして、大体10名程度の方がそういう研修を受けていただいているということで、実際にはまだその研修を行っているっていうことなので、実際にそういう方が地域におられて、実際にいろいろ指名していただくっていうのはもう少し先にな

るのかなというふうに思っておりますけれども、中部のほうで行きますと、開業医の先生がお一人、この研修といいますか、人材育成のほうに参加をさせていただいております、今後研修が終われば、地域のほうでそういう重度の子どもさんの支援といいますか、診療等もやっていただけるのではないかなというふうに期待をしております。以上です。

(小澤障がい福祉課長) 障がい福祉課長の小澤です。引き続き、委員の先生方からいただいた御意見について御回答をと思っております。秋田委員のほうから精神サービス、精神の障がいをお持ちの方に対するサービスが、ほかの障がいに比べて少なかったりするのではないかなというようなお話ございました。それで、1つ考え方といたしましては、まずはそのそれぞれの障がいに応じたそれぞれサービスがあるということで、それぞれの障がいごとに、サービス自体は必ずしも一律に同じということにはならないのかなというところは思うところではございます。ただ、そういった精神の方でも御利用する必要があるんではということもあるのかなと思っておりますので、ちょっとこちらのほうで、どれだけお示しできるかわかりませんが、少しその精神の方が、ほかの、例えば知的の障がいをお持ちの方とかに比べて、受けられてないサービスなんかがあるかどうかと、少しそこら辺のところは課内で少しお示しできるかどうか話をしたいと思っております。

それから、田中委員のほうからも、小さいころから障がいを知っていただくということで、非常に重要ではないかと。小さいころから、幼少期のころから障がいについて知ってもらうということが大切ではないかなというような御意見いただきました。我々としても、恐らくそういった教育の観点であるとか重要だと思っておりますので、田中委員にも御協力いただいておりますので、引き続き、そういった子どもさんに対してどういった啓発活動ができるのかということで、教育委員会さんとお話をさせていただきながら進めていきたいと思っております。なかなかその一律にその知識の部分だけで、かなり細かい障がいの話とかまでできるかどうかというところもあるようですので、そういったところ、もう少し関係者の方とお話をしながら進めさせていただければと思っております。それから、山根委員のほうから障がい者の差別相談センターに当事者の方を置いてほしいというような御意見をいただきました。非常にお気持ちとしてはよくわかるところでございますけれども、我々としては、なかなか、いろんなその障がいに応じてやはり相談の内容、あるいは問題、課題なども違ってくるのかなと思っております。なかなかそういった方々全てに対して、あわせてそれぞれ当事者を置くというのはなかなか難しいというところを現時点では思っておりますので、そういった当事者の方の御意見を踏まえた上で対応できるような方、そういった当事者の方の御意見を今までいろんな場で聞かれたような方に、相談員になっていただくように努めていきたいと、このように考えております。

それから、2点目の介護保険とか労災とか、あるいは、そういった制度の中で違いが生じてくるというような話を義足の関係をもとに御説明をいただいたかと思っております。制度の話といたしましては、やはり国の関係ということでございますけれども、厚生労働省の中でも、今、全体のその制度が、それぞれ障がいや高齢者、あるいは子どもさんとか、労災もそうかもしれませんが、そういった縦割りになっているということ、できるだけ調整をしていくというふうな形で御意見というところでございます。我々としても、そういった国の動きも踏まえながら、そこは県としてどのように考えていくかということ、国の制度も見ながら考えさせていただきたい

と思っております。それから、こういった当事者やその支援者の方の御意見を聞く機会をということを御意見としていただきました。おっしゃること、大変ごもっともだと思っております。我々としても、できるだけ機会を設けながら、こういった御意見をいただいて、それを施策に反映できればと思っております。ただ、なかなかいろんな時間をおとりすべきか、そういった点で不十分な点があるかとは思っておりますし、なかなか実際にそこまでできるかというところもありますので、我々としては、できるだけ必要な場合に機会を捉えて、できるだけ御意見をいただくというような方向で考えさせていただければと思っております。以上でございます。

(前垣会長) はい。どうもありがとうございました。まだまだ時間が足りないという感じですが、すけれども、たくさんの意見をいただけたと思います。それでは、事務局のほうにお返しいたします。まだいいですか。では、もう皆さんのほうはよろしいでしょうか。はい。

(森安障がい福祉課係長) 谷村委員と田中委員にも。

(前垣会長) もし時間がよろしければ、じゃああと2人に御意見を。では、谷村委員さん、お願いします。

(谷村委員) すみません。時間がないところなのですが、このような皆さんの意見を聞きまして、やはり1人ずつのお話を聞けるというのをすごくよかったと思っております。そのようにしていただいた事務局の方にありがたく思っております。それで、私ども中部地震のときに1つだけ心配なことがありました。できれば、避難して来られた中に、障がい者の方っていうのがいらっやいませんでした、地区によってだとは思いますが。それで、やはり障がい者の方は、家の中でちゃんと自分を守っておられるのかなと思っはいましたけど、地区に大体障がい者の人が何人ぐらいおられるのかっていうのは、大まかな人数はわかるんですが、細かい、目が悪い方、耳が悪い方っていうような細かいことまでは、民生委員としては入っ来ておりませんので、どこまで携われるかということがありますので、やはりそういう細かいところが情報が入ればいいかなと思っはいますし、それから、地区にそういう支援ができる方がいらっやると思っはいます。手話を習ってらっやる方とか、介護の職員の方とか、そういう方をよりすぐって、こういう地震があったときには、手助けをしてもらっような仕組みををつくっただけならいいかなと思っはいます。手を挙げて、手挙げ方式で、じゃあそういう支援のときには、私がこういう支援をしまっしょう、手話ができるのでとか、やはりそういうふうに入っ手助けをしてくっただけの方を確保してくっばいいかなと思っはいました。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。

(田中貴子委員) 1件なんですけども、例えば、家族の方が急に入院とかなされなくちゃならないけん場合になったときに、高齢者の方で介護保険の認定を受けておられたら、ショートっというのが結構利用しやすっいとか、そういう状況にあるかなっと思うところがあるんですね。で、障がいのある方で、家族が、御家族が入院されなくちゃいけなっくなった場合に、この子がいるから私は入院できませんとかっ言われる場合とかがあったりして、その辺の本当、急なことで、家を、入院しなくちゃいけなっい、家をあけなくちゃならなっいっとなったときの何か柔軟な対応っいうか、それが何か介護保険のほうに結構その辺は充実してきてるかなあと思っえるような

ところがあつたりして、その辺に対して何らかの柔軟な対応がとれるような仕組みっていうものができないかなって感じております。以上です。

(前垣会長) 2人の委員に意見を返します。小澤課長。

(小澤障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の小澤でございます。谷村委員のほうから、災害時の対応につきまして御意見を頂戴いたしました。今、今回そのあいサポート条例ができましたけれども、危機管理の関係でも条例のほうは改正をされまして、支え愛マップというマップを地域・自治会さんとかです、そういったところを中心に作成をして支援が必要な方、障がい者の方だけではなくて、高齢者の方とかでなかなか動きづらい方とか、そういった方も含めてどちらにいらっしゃるかとかも把握をしていこうというような動きになっております。そういうことがしやすいような支援を、県、それから、そこを市町村さんと一緒に取り組んでいくということを、まさに今やっついこうとしているということでございますので、今、既に地域によってはやられているところもあるでしょうし、そこは少し差があるかもしれませんが、民生委員さんの中で、そういった御関心いただいているところがございましたら、そういった提案をしていただければ、恐らくそのマップづくりとか、そういったことの支援みたいなところは県のほうでも幾らか補助みたいな形で出させていただいたりとか、そういうことがあろうかと思っているところでございます。それから災害の関係になりますと、市町村さんがやはり中心にならざるを得ないというところもありますので、そこはまた、先ほどの手話ができる方の確保であるとか、そういったことも少しそういった市町村さんの御担当が集まる場などでも少し御紹介をさせていただいたりとか、そういうことをしていけたらなというふうに思ったところであります。

それから、田中委員のほうからも御意見をいただいたところでございますけれども、ショートステイの関係というところで、介護のほうで、そういった利用しやすい環境にあるんじゃないかという御意見だったと思います。障がいのほうでもサービスとしてはあるわけでございますけれども、なかなかやはりあきがないというところでの利用のしづらさみしたいのがあるようではございます。今回の障害福祉計画の中でもそういったサービスの観点でのどういった充実が図られているとか、そういったことも、もう少し市町村とあわせて検証と申しますか、確認をしていくということが必要になってくるのかなと思っておりますので、御意見として頂戴して、市町村とも共有しながら少しどういふことができるのかというのは考えていきたいと思っております。以上でございます。

(前垣会長) それでは、あとはよろしいでしょうか。では、大変活発な御意見をありがとうございました。では、事務局のほうにお返しします。

(宮本ささえあい福祉局長) すみません。皆さんから長時間にわたって、たくさん御意見をいただきました。なかなかこれを取りまとめるというのが難しいかなと思って、お聞きはしていましたが、この場で結論が出るというものばかりではございません。これから何度も集まっていますし、また、毎年この会は開かれて、1年に何度か開かれているわけでございまして、その都度、御意見をいただいて、そして、その都度その都度、この当初予算なり、緊急性を要するものについては、補正予算なりで対応させていただくということでございまして、その意味で

も意義があると思います。

きょう、お聞きしております御意見なんですけれども、初めにグループホームですとか、あるいは地域生活支援施設、デイサービス、先ほど話にありましたようなショートサービスでありますとか、その呼び方はともかくとして、これは、地域の受け皿を確保しないといけない、そういうお話かなと思って受け取りました。その地域の受け皿というのは、整備していくというのは、人的体制もありますし、予算の体制もあると思います。ただ、その求められるのは、やはり多様性であろうと思います。いろいろなニーズがあって、いろいろな時間帯があって、いろいろな障がいをお持ちの方、障がい一つとっても、一言で障がいでは言いあらわせないくらい、一人一人の状況というのは違うわけですから、やはりその多様性を持って地域で受けとめる必要がある。そういったことを今後の施策ですとか、計画とかにも書いていく必要があるのかなと思って拝聴いたしました。

それから、サービスの受け手のほうも、それからそれを、サービスを提供する担い手のほうも高齢化が進んでいって、これからどうするのかというような話もありました。これは、夜間のヘルパーのお話もありましたし、また、災害時に手を挙げていただける方は、どんどん使ったほうが良いというお話もありました。こういったことも、やはり地域の受け皿をつくっていくに当たっての、今後の担い手の確保の問題なのかなと思いました。これは、社会全体が少子高齢化になっておりますので、これもまた、一朝一夕に答えが出るものではありませんが、ほかの分野との取り合いといった部分があるかもしれません。障がい福祉の分野で、もう少し声を上げていかなければならないかもしれません、そんなふうにも感じました。

それから、医療機関での問題ですけれども、医療機関が変わると、わかってもらうのに、今までのやり方をわかってもらうってすごく時間がかかるですとか、例だと思えますけれども、医療機関によっては何か暴言を吐かれるような、当人が怒られるというようなお話もありましたが、後者の方についてはちょっと個々の問題かもしれませんが、医療機関が変わることによって、本来受けられるサービスが受けられないというのは、やはりよろしくない状態なのだろうと思います。ちょうど医療と介護の一体化ということで、その医療保険のほうの計画も、今回、その見直しの時期になっているということで医療サイドからも聞いておりますので、そちらのほうに障がい者医療のあり方というものについても、引き継ぎ入れていただくような、そういう感じで医療健康局のほうには伝えておこうと思います。

それから、差別解消の問題です。これは、あいサポート条例にも書かせていただいておりますし、それから、差別解消法にも、法律として、日本全国、全ての国民が守らなければならない事項として書いてあるんですけれども、なかなか人の心というのは、一朝一夕に変わるものではないと、それがゆえに、これは長い目で粘り強く啓発をしていかないといけないと考えております。ですので、まず、あいサポート運動などを通じて、一般への啓発ということを県としては、これからも力を入れていこうと思っておりますし、また、今、教育委員会と話してはおりますけれども、幼少期にある児童・生徒、そういった皆さんに対しての、その教育機関において、差別はいけない、世の中にはいろんな人がいて、それぞれが多様性がある、それぞれみんな大切な人なんだと、自分を大切にするように人も大切にしないといけないという、当たり前のことを

教育機関でもやっていただけるように、今、県教委と話をしておるところであります。

それから、この間、7月の下旬だったと思いますが、市町村の福祉担当部局の方々、また、災害対応関係の方々の課長さんをお呼びいたしまして、このあいサポート条例ができましたよというお話をいたしました。いろいろ最初に課長が説明しましたように、あいサポート条例の柱というのが幾つかあるんですけども、その中でも、差別解消に関しては力を入れなければならないという観点から、健常者と障がい者の皆さんとの交流の機会を持ってくださいと。それはどんな場合でもいいです。大きな大会でもいいですし、個々の小さな運動会とか、そんなもので結構なので、あらゆる機会を見つけて、障がい者の皆さんと健常者の皆さん、御老人でも同じことなんですけれども、そういった方々との交流の機会を持ってください。それを市町村の役場、市役所の役場で企画してください。ぜひお願いしますという話をよくしました。そういった交流の機会、一緒にともに生きていく、この社会でともに生きていくということを皆さんに、住民の皆さんに認識していただこうと思います。

それから、公共交通機関での減免措置の話などもありました。社会システムとして、どこまで減免措置があるのかとか、それから、JRさんを初めとして、減免をしていただけてないとかですね、タクシー業界さんもそうかと思えます。割と、身体・知的といったその分野に関しては、古くから認識されていたというところもあります。ただ、精神障がいとか、発達障がい、あるいは、児童福祉法の世界というのは、歴史的に言えば、割と新しいほうかなと思ってまして、それがゆえに、公共交通機関の皆様も余り認識がないのかなとは思っています。ただ、これについては、交通政策課などを通じまして、公共交通機関の皆さん、タクシー業界・バス業界のほうには、何とかありませんかという話は、お話をしているところまでなんです。これに関しては、公共交通機関がなされる減免措置のほかに、市町村がその上乘せ、あるいは補填的にかなり措置をして、措置というのは減免措置ですね、のほうをしているところがほとんどの市役所、町村役場でなさってございますので、そちらのほうに、そのうち福祉の充実といいますか、医療機関への通院とか、通学の機関の確保というものをお願いできないかなと思えます。それから、そういった社会的、福祉的サービスっていうものを知ってる、知らないという話もありますので、これもあわせて、今、障がい福祉の窓口というのは、個々の住民さんへの窓口というのは、これは形式的なことを言って恐縮ですが、今、市町村がやっているわけですね。ですので、私どもは、まず市町村に対して、住民さんへの啓発、また周知ですね、制度の周知、こういうサービスがあって当然受けられるのですよといった話を市町村に御案内をしてきているところでもあります。これからもしようと思えます。

それから、制度的なものに関しましては、国の制度が地方公共団体におりてきていまして、その枠組みの中で、各種の予算立てなどをやっていくものです。ですので、必要に応じて、今お話があったような介護保険の世界ではというようなお話もありましたので、こういったことについては、国の制度を変えていただくことも必要に応じてあるのかなと思えますので、県だけで、あるいは市町村だけでできないことについては、国のほうに要望をしてみたいと思います。

それから、一番大切なことなんですけど、こうやって大人数が集まって対話をさせていただくというのは、きょうもやはり意義があったとは思いますが、個々の身障者協会の皆さん

とか、視覚障害者協会の皆さんとか、それぞれ団体さんがこうやっておありにあるわけでした、私どもも非常に限られた人数でありまして、しないということではありませんが、今後、財政当局ともかけ合って行って、これもまた粘り強い話になります。来年からすぐにと話ではないですが、なるべく我々サイドの人数も、職員人数もふやすように、財政当局とも話をしながら、受け入れ体制も構築しながら、個々の団体の皆様との交流の機会といいますか、お話を聞く機会をですね、なるだけ持ちたいなと思ってお聞きいたしました。ただこれは、じゃあ来月からとか、来年からとか、すぐにできるものではありませんけど、これも粘り強く、役所の中のことであれですけれども、交渉してまいりたいと思います。そういうことだったかなと思います。これから、この会議は、今年度また数回やらせていただきますので、また御意見を頂戴できればと思います。本日は長時間にわたり、御意見を頂戴してありがとうございました。